

ボールパーク基本計画策定等業務委託における簡易公募型プロポーザルの手続開始に係る公告

令和6年5月31日

関係者 各位

青森県知事 宮下 宗一郎

次のとおり、簡易公募型プロポーザル手続を開始するので公告する。

1 業務概要

(1) 業務名

ボールパーク基本計画策定等業務委託

(2) 業務場所

青森県庁ほか

(3) 業務目的

本業務は、青森県総合運動公園野球場に代わる施設として、野球場を核に年間を通じた賑わいや交流を創出するボールパークを整備するため、整備の方向性について助言等を行うボールパーク整備検討会議を円滑に進めるための運営支援を行うとともに、今後の設計及び整備を見据え、施設の整備方針（仕様、施設規模等）及び建設に必要な要件、スケジュール等を取りまとめた基本計画を策定するものである。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日（金）まで

(5) 提案上限額

49,341,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、1年目（令和6年度）は32,485,000円、2年目（令和7年度）は16,856,000円とする。

2 入札方式等

別添説明書に示す参加表明書及び技術提案書（以下「提案書」という。）をそれぞれ「7 手続等」の方法により提出することによるものとする。

3 提案書の提出者に必要な要件

提案書の提出者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 契約までの間に青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第 7 条第 1 項に規定する有資格者関連業務名簿に登載されている者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時点までの間に、受けていない者であること。

カ 所定の期限までに参加表明書の提出を行った者であること。

キ 同種業務実績として、過去 15 年以内に策定された野球場整備の基本構想策定業務又は基本計画策定業務に関する実績があること。なお、単に設計のみの業務は含まない。

ク グループによる参加を認めるが、グループの代表者はウの要件を満たすものとし、県との契約は代表者が行うものとする。

ケ 複数のグループへの参加は認めないものとする。

(2) 業務実績に関する要件（別添説明書による。）

(3) 業務実施体制に関する要件（別添説明書による。）

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別添説明書のとおりとし、「業務実績」「実施体制」「実施方針」「実施工程」「特定テーマ」及び「費用」を評価する。

(2) 提案書の記載内容において、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

5 ヒアリング

提案書に関するヒアリングの実施については、別途提出者へ通知するものとする。

6 契約に係る見積書の徴取

特定された最優秀提案者を当該業務に係る契約の見積書徴取の相手方とする。

契約は、特定された提案書に基づき、提案の内容から大きく逸脱しない範囲内で協議の上、合意を得られた場合に提案上限額の範囲内で行う。

最優秀提案者と合意が得られない場合は、第二位の者を当該業務に係る契約の見積書徴取の相手方として協議を行う。

7 手続等

(1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県交通・地域社会部地域交通・連携課

TEL : 017-734-9147 (直通)

E-mail : kotsurenkei@pref.aomori.lg.jp

(2) 交付期間、場所及び方法

説明書等は令和6年5月31日(金)から令和6年6月10日(月)まで青森県交通・地域社会部地域交通・連携課のホームページで公開し、オンライン上で配布する。

公募ホームページ URL

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kotsu/kotsurenkei/R6_ballpark_proposal.html

(3) 交付資料

資料1 説明書

資料2 ボールパーク基本計画策定等業務委託仕様書

(4) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年6月10日(月) 17時

提出場所：7(1)に同じ

提出方法：持参又は郵送(提出期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る)により正本1部を提出すること。

(5) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年6月27日(木) 17時

提出場所：7(1)に同じ

提出方法：持参又は郵送(提出期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。)により正本1部と副本6部提出すること。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (2) 契約保証金
契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その納付を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。